

事務名	墓地経営許可に係る廃止許可
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項

前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。